マーク概要
日…日時　円…参加費
場…会場　講…講師
内…内容　備…ほかの情報
対…対象者　FAX…ファクス番号
定…定員　✉…Eメール
持…持参品　問…問い合わせ先
募…募集期限・期間
申…申込方法・申込先

# お知らせ

## 市議会議員選挙のお知らせ

11月27日に任期満了となる市議会議員選挙が、次により執行されます。

**選挙期日**　11月13日（日）
**告示の日**　11月6日（日）
**立候補予定者説明会**
日 10月12日（水）13時30分～
場 福祉会館4階　多目的ホール
問 選挙管理委員会事務局　28・6051

## 防犯灯設置事業費補助金

市では、夜間の犯罪防止と通行の安全を図るため、防犯灯の新設または老朽化による取り替えを行う自治会に対し、補助金を交付します（管球のみの取り替えは対象外）。
募 10月17日（月）～10月31日（月）
※予算額を超える申請があった場合は抽選

**補助金額**
設置に要した費用の3分の2（千円未満は切り捨て）

**補助上限額（1基につき）**
○蛍光灯防犯灯　9千円
○LED防犯灯　1万5千円
※蛍光灯防犯灯からLED防犯灯への取り替えは、故障や老朽化による場合に限ります

**申請上限基数**
1自治会あたり年間累計最大5基

**提出書類**
補助金交付申請書、工事費見積書、位置図、団体の金融口座名の写し
※補助金交付申請書は、総務課及び川之江・土居・新宮庁舎市民窓口センターに備え付けています。なお、市ホームページからもダウンロードできます
申 総務課、川之江・土居・新宮庁舎市民窓口センター
問 総務課　28・6002

## 地方祭のごみ収集休業日

地方祭によるごみ収集休業日は次のとおりです。休業日にはごみを出さないよう、ご協力をお願いします。

**川之江・土居・新宮地域**
日 10月14日（金）・15日（土）

**市内全域**
日 10月22日（土）
問 生活環境課　クリーンセンター　28・6015

## 生ごみ処理容器・処理機械設置事業補助金

生ごみの減量化や堆肥としての資源化を図るために必要な、生ごみ処理容器及び生ごみ処理機械の購入・設置に対し、補助金を交付します。なお、市内に住居を有する家庭が対象で、市内の販売業者から購入することが条件です。

**■生ごみ処理容器（コンポスト、EM専用容器など）**
**補助金額**　購入金額の2分の1、上限額3200円（100円未満切り捨て）
※3年間に1世帯2基まで

**■生ごみ処理機械（電気式生ごみ処理機）**
**補助金額**　購入金額の2分の1、上限額1万6千円（100円未満切り捨て）
※5年間に1世帯1基まで
問 生活環境課　クリーンセンター　28・6015

## 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の申請はお済みですか？

戦没者などの死亡当時の遺族お一人に、次の順番により支給します。
戦没者などの死亡当時のご遺族で
①平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
②戦没者などの子
③戦没者などの孫・兄弟姉妹など
④右記①～③以外の戦没者の親族（甥・姪など）。ただし、戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

**支給内容**
額面25万円（5年償還の記名国債）

**請求窓口**
生活福祉課・各庁舎福祉窓口
※詳しくは、お問い合わせください
問 生活福祉課　28・6023



## 平成28年度後期高齢者歯科口腔健康診査

お口の健康は、おいしい食事、楽しい会話はもちろんのこと、全身の健康にもつながります。この機会にぜひ歯科口腔健診を受診してください。
内 問診、歯の状態確認、口腔機能評価、保健指導
対 愛媛県後期高齢者医療の被保険者の方（被保険者とは、75歳以上、または65歳から74歳で一定の障がいがあり愛媛県後期高齢者医療広域連合に認められた方）
※長期入院している方や施設に入所・入居している方は対象外
申 愛媛県後期高齢者医療広域連合に電話・ファクス・Eメールのいずれかでお申し込みください。クーポン券、受診票、質問紙、実施歯科医院一覧表を郵送します。
※受診をお勧めする方には、クーポン券などを送付しています

**受診期間**
平成29年2月28日（火）まで

**受診方法**
クーポン券などが届いたら、事前に電話などで健診実施歯科医院にご予約のうえ、受診してください。

**その他注意事項**
○健診は期間中に1回のみです。後日重複受診が判明した場合は、費用を請求します。
○歯科口腔健診は無料ですが、その後に治療行為が行われる場合は有料となります。
申問 愛媛県後期高齢者医療広域連合
089・911・7733
FAX 089・911・7735
✉ info@ehime-kouiki.jp

## 国保・後期高齢者医療の加入者及び福祉医療受給者の方へ

**交通事故などで保険証、受給者証を使うときは必ず届け出を！**

交通事故など、第三者の行為によってけがをしたり病気になったりした場合は、加害者が治療費を負担することが原則ですが、加害者がすぐに損害賠償できない場合などは、一時的に健康保険や受給者証を使って治療を受けることができます。
治療にかかった費用は、一時的に市や保険者が立て替え、後で加害者に請求することになりますので、必ず「第三者行為による傷病届」を提出してください。届け出をしなかった場合、本来加害者が負担すべき医療費まで被保険者の皆さまが負担することになります。
皆さまの保険料負担の軽減のためにも、ご協力をお願いします。
※加害者から直接治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると健康保険などが使えなくなります
持 保険証（受給者証）、印鑑、事故証明書（後日でも可）、個人番号（マイナンバー）カードまたは番号通知カード
問 国保医療課
国民健康保険係　28・6020
後期高齢者医療係・福祉医療係　28・6017

## 臨時福祉給付金及び障害・遺族基礎年金受給者向け給付金

**■平成28年度臨時福祉給付金**

**支給対象者**
基準日（平成28年1月1日）に本市に住民票があり、平成28年度市民税（均等割）が課税されていない方
※ご自身を扶養している方に平成28年度市民税（均等割）が課税されている場合や生活保護受給者は対象外

**支給額**
支給対象者1人につき3千円

**■障害・遺族基礎年金受給者向け給付金**

**支給対象者**
基準日（平成28年1月1日）に本市に住民票があり、平成28年度市民税（均等割）が課税されていない方のうち、平成28年5月分の障害基礎年金、遺族基礎年金などを受給されている方
※ご自身を扶養している方に平成28年度市民税（均等割）が課税されている場合や生活保護受給者、高齢者向け給付金を受給された場合は対象外

**支給額**
支給対象者1人につき3万円

**申請手続き**
支給対象者と思われる方には、10月下旬に申請書を送付します。

**申請期間**
10月25日（火）～平成29年1月25日（水）※必着
申問 臨時福祉給付金事務局　28・6055

## 愛媛労働局からのお知らせ

10月31日（月）は、労働保険料（労災保険、雇用保険）第2期分の納付期限です。事業主の皆さまには、10月21日頃に納付書をお届けしますので、最寄りの金融機関での納付をお願いします。
不明点などがありましたら、お問い合わせください。
問 愛媛労働局　労働保険徴収室　089・935・5202

## 最低賃金改正のお知らせ

愛媛労働局では、県内全ての労働者に適用される「愛媛県最低賃金」を改正し、10月1日から施行することとしました。

この決定により、10月1日以降分として労働者に支払う賃金は、1時間717円以上としなければなりません。

詳しくはお問い合わせください。

問 愛媛労働局　賃金室
089・935・5205
新居浜労働基準監督署
0897・37・0151

## 国民年金保険料の後納制度

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで、将来の年金額を増やすことができる「後納制度」が、平成30年9月30日まで利用できます。

なお、老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用はできません。

※後納制度を利用するには、申し込みが必要です

**平成28年度中に後納した場合の後納保険料額（月額）**

○平成23年度　15740円
○平成24年度　15430円
○平成25年度　15250円
○平成26年度　15250円
○平成27年度　15590円

※平成26年度と27年度の納期が切れていない期間については、後納制度を利用せずに、定額でのお支払いが可能です

申問 新居浜年金事務所
0897・35・1300
国民年金保険料専用ダイヤル
0570・011・050

# 募集

## 生きがい講座ライフデザイン「楽しい着付け講座（後期）」受講生募集

日 11月9日～平成29年2月（毎週水曜日・全15回）10時～11時30分
場 土居文化会館（ユーホール）
定 6名
※定員を超えた場合は抽選（未受講者優先）とし、抽選結果は応募者全員に通知します
募 10月26日（水）まで
円 1講座1500円＋衣紋抜き代350円
講 岸　照子さん
※定員に満たない場合は、開講しないことがあります。また、日程などを変更する場合があります

申問 土居文化会館（ユーホール）
28・6353

## リハケア勉強会　参加者募集

日 11月19日（土）15時～17時
場 HITO病院1階　リハビリ室
内 認知症ケアの理解を深めよう！
対 医療・介護従事者　※要申し込み
持 名札
募 11月12日（土）まで
申 タイトルに「研修会参加希望」、氏名、所属施設、職種、経験年数、連絡先を明記し、ファクスまたはEメールでお申し込みください。
円 無料　※駐車券をお持ちください
講 湯浅裕子さん（作業療法士）、伊藤寛子さん（作業療法士）

申問 HITO病院　リハビリテーション科　59・5154
FAX 58・2223
✉ niki.sawako@hito-medical.jp

## えひめ結婚支援センター「婚活学園」第2部　受講生募集

愛媛県が運営する「えひめ結婚支援センター」では、恋愛や婚活のスキルアップセミナーなどを実施する「婚活学園」（第2部）を開催します。

著名な専門家などをお招きし、独身者だけでなく支援者の皆さまへのアドバイスなども実施します。受講料は無料ですので、ぜひご参加ください。

応用編①（東予会場）
日 11月6日（日）男性　13時～15時
　　　　　　　　女性　16時～18時
※支援者への個別相談もあります

応用編②（東予会場）
日 12月4日（日）14時30分～16時30分
場 新居浜ウイメンズプラザ（新居浜市庄内町4丁目4番19号）
定 両日とも男女各60名
※詳しくはお問い合わせください

申問 えひめ結婚支援センター
089・933・5596
✉ office@msc-ehime.jp

## 香川高等専門学校入学者募集説明会

日 10月23日（日）10時～12時
場 川之江文化センター4階　視聴覚室
内 学校についての説明のほか、入学に関する質問などにお答えします。

問 香川高等専門学校　学務課
087・869・3866



## 自衛隊就職説明会

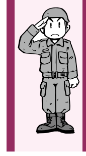

日 10月14日（金）18時～19時
場 福祉会館3階　会議室1
日 11月7日（月）18時～19時
場 川之江文化センター3階　第2講義室
※詳しくはお問い合わせください

問 自衛隊新居浜出張所
0897・32・5396

# 相談

## 愛媛県社会保険労務士会無料相談会

毎年10月は社会保険労務士制度推進月間です。社会貢献活動の一つとして無料相談会を実施しますので、お気軽にご相談ください。

日 10月23日（日）11時～17時
場 イオンモール新居浜2階　TSURUYA前
内 公的年金、健康保険、労働保険、労働条件、労使関係、解雇、退職、セクハラ、パワハラ、各種助成金など

問 愛媛県社会保険労務士会
089・907・4864

## 10月は「個別労働関係紛争処理制度」周知月間

突然の解雇、残業代の未払い、パワハラ、業務命令違反など、職場のトラブルで困っていませんか？

期間中は、事務局職員による通常の労働相談（電話または面談）に加え、次の無料労働相談を実施します。

**労使トラブル夜間電話相談**
日 10月11日（火）・18日（火）17時～20時

**労働委員労使トラブル専門相談**
日 10月28日（金）14時30分～17時
場 愛媛県庁第二別館4階　労働委員・相談室
※面談方式、要事前予約

申問 愛媛県労働委員会事務局
089・912・2996

## 不動産のことならお気軽に不動産無料相談

日 10月13日（木）13時～17時
申 相談日前日までの13時～17時に電話予約（土・日曜日を除く）
場申問（公社）愛媛県宅地建物取引業協会　四国中央地区連絡協議会（宇摩建設会館3階）24・2235

## 衣類などの洗濯表示が変わります

12月1日から、衣類などの洗濯表示が変更されます。

この変更により、国内外の衣類の洗濯表示が統一されるため、消費者にとっては衣類などを購入する際の利便性が高まると期待されています。

洗濯表示の変更に伴い、記号の種類が22種類から41種類に増え、より細かな表示となります。大切な衣類を守るためにも、変更内容をよく理解して、購入や洗濯をすることが必要となります。

新しい表示例（一部）は左記のとおりです。さらに詳しい内容は、経済産業省または消費者庁のホームページをご覧ください。

**困った時は、ピピッと相談！**

**消費生活に関する相談窓口**

市民くらしの相談課
28・6143
県消費生活センター
089・925・3700
消費者ホットライン　188（いやや）

12月1日以降に表示する記号例（一部）

| 記号 | 記号の意味 |
|---|---|
| 40 | 液温は40℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる |
|  | 液温は40℃を限度とし、手洗いができる |
|  | 塩素系及び酸素系の漂白剤を使用して漂白ができる |
|  | 酸素系漂白剤の使用はできるが、塩素系漂白剤は使用禁止 |
|  | タンブル乾燥ができる（排気温度上限80℃） |
|  | タンブル乾燥禁止 |
|  | つり干しがよい |
|  | 日陰のつり干しがよい |
|  | 底面温度150℃を限度としてアイロン仕上げができる |
|  | アイロン仕上げ禁止 |
| F | 石油系溶剤によるドライクリーニングができる |
|  | ドライクリーニング禁止 |

### 無料特許相談

特許・商標・著作権などの知的財産権や不正競争などについて、弁理士が無料で相談に応じています。

日 11月7日（月）13時～16時
申 相談日の5日前までに電話予約
場申問 四国中央商工会議所 特許相談係 58・3530

### 行政書士による無料相談

日 10月7日（金）10時～15時
場 市民会館川之江会館
内 遺言、相続、内容証明、契約書作成、成年後見、農地転用許可、境界確認、建設業許可、会社設立、車庫証明、永住・帰化許可申請など
問 愛媛県行政書士会 四国中央支部 59・6081

### 10月1日～7日は公証週間

公正証書は、法律の専門家である公証人が作成する公文書で、高い証明力があります。遺言などの法律行為を確実にするため、公正証書を作成することをお勧めします。この機会に大切な財産を遺言公正証書にして、大切な方にのこすことを考えてみませんか。相談は無料です。

問 新居浜公証役場（新居浜市一宮町2丁目4番8号）0897・35・3110

### 東予若者サポートステーション出張（無料）相談

お仕事をされていない若者の自立を総合的にサポートします。

日 10月3日（月）・17日（月）・24日（月）13時～17時
場 ハローワーク四国中央1階 相談室
対 就職でお悩みの15～39歳の方、またはその保護者 ※要事前予約
定 1人1時間の相談で1日4名まで
申問 東予若者サポートステーション（新居浜市繁本町8番65号）0897・32・2181

## 地域包括支援センター

### 家族のしゃべり場～認知症介護をされている方へ～

認知症の方を介護するご家族が集まり、お茶を飲みながら情報交換や日頃の介護の悩みなどを話す茶話会です。介護の手を休めて、ちょっと一息つきませんか！

日 10月28日（金）13時30分～15時
場 福祉会館2階 和室
アドバイザー 大澤孝市さん（認知症の人と家族の会愛媛支部代表）
※ご本人と一緒に来られる場合は、職員が付き添いますので、事前にご連絡ください
申問 高齢介護課 地域包括支援センター 28・6147

### もの忘れ相談（予約制）

日 10月19日（水）13時30分～14時30分
場 川之江文化センター3階
定 1人30分程度の相談で2名まで
相談医師 宮内昭二さん（宮内メンタルクリニック）
※すでに専門医を受診されている方は対象外となります。ご家族のみの相談も可能です！
申問 高齢介護課 地域包括支援センター 28・6147

### もの忘れチェック体験

心配なもの忘れを早期に発見し、予防に取り組めるよう、パソコンを使ったタッチパネル式の「もの忘れ相談プログラム」を体験できます。1人5分程度で簡単にできます！

日 10月5日（水）・20日（木）
11月2日（水）・17日（木）
13時30分～15時
場 高齢介護課（福祉会館2階）
日 10月11日（火）10時～11時30分
場 西庄集会所
日 10月25日（火）14時～15時30分
場 天満公民館
問 高齢介護課 地域包括支援センター 28・6147

### 権利擁護講演会のご案内

いざという時、私たちの財産を守るための知恵、成年後見制度や遺言について学べる講演会です。

日 10月26日（水）13時～14時30分
場 土居公民館
講 山崎元昭さん（司法書士）
日 11月1日（火）13時～14時30分
場 金田公民館
講 加地直樹さん（司法書士）
内「備えませんか？あなたの権利を守るために～成年後見制度と遺言～」
問 高齢介護課 地域包括支援センター 28・6147



## 障がいのある方へ

### 文字入力講座

日 10月7日～28日の毎週金曜日 10時～12時
場 商工会館1階
内 障がいのある方を対象としたパソコンでの文字入力講座
円 2千円（テキスト代）
※要事前申し込み
申問 障がいピアサポートセンター 24・0439

### 障がい者の就労相談・支援

就業に向けてのお手伝い、職場での支援、休日の過ごし方などの相談を受け付けています。また、事業所の方からの障がい者雇用に関する相談なども受け付けています。
※来所による相談は電話予約が必要

日 月～金曜日 9時～17時30分
場 サンハイツ三島中央1階（三島中央3丁目13番12号）
申問 障害者就業・生活支援センター ジョブあしすとUMA 23・6558（ファクス兼）
✉ jobassist@lagoon.ocn.ne.jp

### JRに乗って観音寺に行こう！車いすユーザーJR乗車体験

日 10月30日（日）10時～16時
内 観音寺市内の散策
対 車いすユーザー（介助などが必要な方は、介助者とご参加ください）
定 2名（先着順）
円 昼食代実費
申問 障がいピアサポートセンター 24・0439

### 肢体不自由・重症心身障がい児者デイケア「おひさん」

日 10月15日（土）・29日（土）10時～15時
場 四国中央市保健センター2階
内 看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士などによる療育や音楽療法、ボランティアによるレクリエーションなど
※要事前申し込み
申問 訪問看護ステーション優 59・1380
生活福祉課 障がい福祉係 28・6023

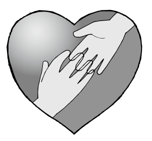

### 重症心身障がい児者の相談・支援

日 随時（デイケア「おひさん」共催）
問 社会福祉法人澄心ぽれぽれ 080・4659・8014

### 障がい者（児）のための家族教室

障がい者のご家族のために、病気に対する理解や情報共有を目的とする教室を開催します。専門講師が、ご家族の健康も含め、病気に対する理解を深めていただけるようお話しします。

日 10月21日（金）13時30分～15時
場 四国中央市保健センター1階
内「お薬の上手な飲み方・つきあい方～正しい服薬管理について～」、座談会
対 市民で精神疾患などの方の家族
募 10月19日（水）まで
講 合田笑子さん（松風病院 薬剤師）
※要事前申し込み
申問 生活福祉課 障がい福祉係 28・6023
地域活動支援センター風楽里 58・7033

### こども課ひろば活動療育支援事業

【発達に心配がある未就園・未就学のお子さんの親子あそびと相談のひろば（ミニクラブ）】

日 週2回（火・金曜日）
場 みしま児童センター・川之江児童館
内 親子遊びや音楽療法、相談支援など。主な活動は、運動会ごっこやお祭りの太鼓台制作などをします。
問 社会福祉法人澄心ぽれぽれ 080・4659・8014

### 65歳から74歳までの方で一定の障がいのある方は、後期高齢者医療保険に加入できます

後期高齢者医療保険に加入されると、医療費の窓口負担が原則1割となり、保険料も現在の国民健康保険料などに比べて安くなる場合があります。ただし、これらは所得や世帯構成などによって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

問 国保医療課 後期高齢者医療係 28・6017

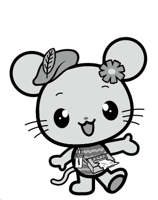

# 10月の相談日程

相談日は変更する場合があります。事前に電話で問い合わせてください。

## 法律相談　※要予約会場の受付は相談日前日 17：15 まで

| 法律相談 | | 問い合わせ先 |
|---|---|---|
| 10/ 5（水）13：00 ～ 15：00 受付 | 川之江文化センター 1 階 | 社会福祉協議会 28-6127 |
| 10/11（火）8：30 ～ 11：00 受付 | 福祉会館 1 階　相談室 3 | |
| 10/19（水）13：00 ～ 15：00 受付 | 川之江文化センター 1 階 | |
| 10/20（木）8：30 ～ 11：00 受付 | 福祉会館 1 階　相談室 3 | |
| 10/26（水）13：30 ～ 15：30 | 土居福祉センター※要予約 | |
| 10/27（木）10：00 ～ 12：00 | 高齢者生活福祉センター | |
| 11/ 2（水）13：00 ～ 15：00 受付 | 川之江文化センター 1 階 | |
| 11/10（木）8：30 ～ 11：00 受付 | 福祉会館 1 階　相談室 3 | |

## 司法書士相談　※相談日前の平日 17：15 までに要予約

| | | |
|---|---|---|
| 10/ 5（水）9：00 ～ 12：00 | 福祉会館 1 階　相談室 3 | 社会福祉協議会 28-6127 |
| 10/12（水）13：00 ～ 16：00 | 川之江文化センター 1 階 | |
| 11/ 4（金）9：00 ～ 12：00 | 福祉会館 1 階　相談室 3 | |
| 11/ 9（水）13：00 ～ 16：00 | 川之江文化センター 1 階 | |

## 人権相談

| | | |
|---|---|---|
| 10/ 3（月）13：00 ～ 15：00 | 川之江保健センター 3 階 | 人権施策課 28-6073 |
| 10/11（火）10：00 ～ 12：00 | 新宮公民館 1 階　研修室 | |
| 年中（土･日･祝日･年末年始を除く）8：30 ～ 17：15 | 松山地方法務局四国中央支局 23-2407 | |

## 年金出張相談　※要予約

| | | |
|---|---|---|
| 10/ 6（木）10：00 ～ 15：30 | 川之江文化センター 4 階 | 新居浜年金事務所 (0897) 35-1445 |
| 10/20（木）10：00 ～ 15：30 | 川之江文化センター 4 階 | |
| 11/10（木）10：00 ～ 15：30 | 川之江文化センター 4 階 | |
| 11/24（木）10：00 ～ 15：30 | 川之江文化センター 4 階 | |

## 行政相談　※ 10 月 17 日（月）～ 23 日（日）は行政相談週間です

| | | |
|---|---|---|
| 10/ 3（月）10：00 ～ 12：00 | 福祉会館 1 階　相談室 1 | 総務課 28-6002 |
| 10/11（火）10：00 ～ 12：00 | 新宮公民館 1 階　研修室 | |
| 10/17（月）9：00 ～ 15：00 | 土居庁舎 1 階　会議室 | |
| 10/17（月）10：00 ～ 15：00 | 福祉会館 1 階　相談室 1 | |
| 10/18（火）13：30 ～ 15：30 | 川之江文化センター 2 階 | |
| 10/24（月）10：00 ～ 12：00 | 福祉会館 1 階　相談室 1 | |
| 11/ 7（月）10：00 ～ 12：00 | 福祉会館 1 階　相談室 1 | |

## 一般・消費・ＤＶ相談（相談窓口）

| | | |
|---|---|---|
| 10/ 4（火）9：30 ～ 11：30 | 新宮公民館 1 階　研修室 | 市民くらしの相談課 28-6143 |
| 10/ 6（木）9：00 ～ 11：30 | 川之江庁舎 1 階　相談室 | |
| 10/11（火）9：00 ～ 11：30 | 土居庁舎 1 階　会議室 | |
| 10/13（木）9：00 ～ 11：30 | 川之江庁舎 1 階　相談室 | |
| 10/20（木）9：00 ～ 11：30 | 川之江庁舎 1 階　相談室 | |
| 10/27（木）9：00 ～ 11：30 | 川之江庁舎 1 階　相談室 | |
| 11/ 1（火）9：30 ～ 11：30 | 新宮公民館 1 階　研修室 | |
| 11/ 8（火）9：00 ～ 11：30 | 土居庁舎 2 階　会議室 | |
| 11/10（木）9：00 ～ 11：30 | 川之江庁舎 1 階　相談室 | |
| 年中（土･日･祝日･年末年始を除く）8：30 ～ 17：15 | 市民くらしの相談課（本庁 2 階） | |

# 障がいのある方へ指定相談支援事業所

基幹相談支援センター
℡ 28-6154 受 8：30 ～ 17：15

澄心そうだんさぽーと
℡ 22-3311 受 9：00 ～ 18：00

光と風
℡ 22-4020 受 9：00 ～ 17：00

障がい者相談支援センター
℡ 28-6135 受 8：30 ～ 17：15

ひまわり
℡ 22-3802 受 8：00 ～ 17：00

相談サポート　優
℡ 59-1380 受 8：30 ～ 17：30

四つ葉
℡ 57-0426 受 9：00 ～ 18：00

市子ども発達支援施設
℡ 28-6029 受 8：30 ～ 17：15

相談さぽーと　夢の種
℡ 080-2983-8478 受 9：00 ～ 18：00

# 今月の納期

市県民税　3 期分
国民健康保険料　4 期分
後期高齢者医療保険料　4 期分
介護保険料　4 期分
市営住宅使用料　10 月分
市営住宅駐車場使用料　10 月分
※納期限　10 月 31 日（月）

水道料金　9 月分
下水道使用料　9 月分
※納期限　10 月 11 日（火）

# 図書館だより

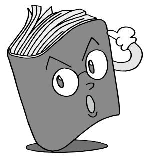

川之江図書館　28-6256
三島図書館　28-6053
土居図書館　28-6354
おやこ図書館　28-6258
http://www.kaminomachi.jp/

## 図書館のイベント情報

**図書館・資料館協働事業**
**「ふるさと写真展」**
日 10月1日（土）～10月30日（日）
場 川之江・三島・土居図書館、かわのえ高原ふるさと館、暁雨館
内 川之江図書館「古い町並み」、土居図書館「昔の商店街など」、かわのえ高原ふるさと館「金生川とふるさとのあゆみ」、暁雨館「教育とくらし」
※各館でテーマに沿った市内全域の写真がご覧いただけます

### 川之江図書館

**子ども映画会（アニメ）　※無料**
日 10月8日（土）10時～10時30分
内「ヘンゼルとグレーテル」「チップとデール」

**映画会（一般）　※無料**
日 10月20日（木）10時～11時50分
内「ジェイン・オースティンの読書会」（洋画・吹き替え）

### 三島図書館

**図書館 de シネマ（一般）　※無料**
日 10月7日（金）10時～12時
内「酔拳」

**こどもシネマの会（幼児～）　※無料**
日 10月8日（土）10時30分～12時
内「シュレック」

**雑誌リサイクル市**
日 10月15日（土）・16日（日）
9時～17時
※期間中「付録くじ」あり（なくなりしだい終了）

### おやこ図書館

**えらべるヘアアクセサリーづくり**
日 10月29日（土）13時30分～
対 幼児～一般（幼児は保護者同伴）
定 20名　※要申し込み
円 1個200円（1人3個まで）
講 宮崎　恵さん

**そのほかの図書館のおはなし会の日程などは、紙のまち図書館のホームページ、または各図書館にお問い合わせください！**

## 10月の休館日

川之江・三島図書館
毎週月曜日・28（金）

土居図書館
毎週月曜日・11（火）・28（金）

おやこ図書館
毎週月曜日・30（日）

# じんけん広場

## 高齢者の人権

日本は世界に類のない急速な高齢化が進んでいます。そのような中、高齢者の尊厳が確保され、安心していきいきと暮らせる社会を築いていくことが望まれています。しかし、年齢を理由に社会参加の機会を奪われたり、虐待や地域から孤立したりといった、高齢者をめぐる深刻な人権問題が増えてきています。

高齢者に対する虐待は、身体に危害を加える「身体的虐待」、言葉や態度などで精神的苦痛を与える「心理的虐待」、合意のない性的行為またはそれを強要する「性的虐待」、介護や生活の世話を放棄する「介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）」、本人の承諾なしに金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限する「経済的虐待」があります。虐待と聞くと身体的虐待をイメージしがちですが、本人の意思に反して心身にダメージを与え、人としての尊厳を傷つける行為は全て虐待と言えるのです。

虐待の要因はさまざまですが、介護の負担やストレスで精神的に追い詰められるケースが多く、認知症患者や寝たきりなどの場合は会話自体もままならないため、虐待が表面化しにくいという特徴があります。また、虐待をしている人の約半数は、自覚がないまま虐待行為を行っているようです。

こうした問題を防ぐためには、適切なサービスの利用や、悩みを抱え込まずに相談することにより、負担軽減を図るなどの工夫も重要です。そして、認知症や高齢者に対する正しい理解を深め、高齢者を大切にする心を育てる必要があります。

**人権の日学習会**
日 10月11日（火）19時30分～21時
場問 川之江隣保館　28・6254

**「人権のつどい」交流ブース参加者募集**
差別のない、明るい幸せな暮らしの実現を目的に「人権のつどい」を開催します。会場の交流ブースで、啓発や物品の販売をする個人・団体を募集します。
日 12月4日（日）13時～16時30分
場 福祉会館4階　多目的ホール
交流ブース　幅2メートル×奥行2メートル程度
対 人権のつどいの目的に沿った活動をしている、または賛同する個人または団体
定 3ブース
募 10月28日（金）まで
申問 人権施策課　28・6073